

通所リハビリテーション事業所あつぷる 重要事項説明書
(令和 8 年 8 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 医療法人積仁会 通所リハビリテーション事業所あつぷる
- ・開設年月日 平成 4 年 1 2 月 2 5 日
- ・所在地 〒921-8114 金沢市長坂町チ 1 5 番地
- ・電話番号 076 (280) 5454 F A X 番号 076 (280) 5464
- ・管理者名 佐藤 つむぎ
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (1750180125 号)

(2) 通所リハビリテーション事業所あつぷるの目的と運営方針

通所リハビリテーション事業所あつぷるは、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）や訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当事業所では以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	備 考
管理者	1 人（兼務）		
看護職員	1 人		
介護職員	5 人		
理学（作業）療法士	1 人（兼務）		
事務員	1 人（兼務）		

(4) 通所定員 定員 30 名

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション計画の立案及び送迎（通常の送迎の実施地域は金沢市、野々市市）
営業日：月～土（1/1、2、3、日曜日を除く）
営業時間：9：00～17：00（営業時間外対応可）
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
昼食 12：00～13：00
- ② 入 浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ③ 医学的管理・看護
- ④ 介護（排泄介助、食事介助など）
- ⑤ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑥ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑦ 理美容サービス（原則月 2 回実施します。）
- ⑧ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑩ その他
*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名 称 ①医療法人 社団 金沢有松病院
②国家公務員共済組合連合会 北陸病院
③金沢市立病院

- ・住 所 ①金沢市有松 5 丁目 1 番 7 号
②金沢市泉が丘 2 丁目 13 番 43 号
③金沢市平和町 3 丁目 7 番 3 号

・協力歯科医療機関

- ・名 称 ①医療法人 積仁会 岡部病院 歯科
②医療法人社団金沢青葉会 あおば歯科クリニック
- ・住 所 ①〒921-8114 金沢市長坂町チ 1 5 番地
②〒920-8124 金沢市荒屋 1 丁目 83-2

・緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 事業所利用に当たっての留意事項

- ・ご利用の申込に当り、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。
- ・喫煙は所定の場所で行ってください。
- ・火気類の所持は禁止といたします。
- ・設備・備品の利用については職員の指示に従ってください。
- ・所持品・備品等の持ち込みについては職員にご相談下さい。
- ・金銭・貴重品の管理は事業所側管理といたします。
- ・ペットの持ち込みは原則として禁止されています。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、非常放送設備、非常通報装置
防火扉、避難バルコニー、火災報知機連動電気錠
- ・防災訓練 夜間時及び昼間時を想定して春期と秋期の年 2 回

6. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心してサービスを提供していただくために、以下の行為を禁止します。

- ・営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動
- ・事業所管理者の許可のない撮影、録画、録音、およびそれらの SNS 等への投稿
- ・他の利用者や職員に対するハラスメント行為

7. 要望及び苦情等の相談

当事業所には利用者や身元引受人の方々にサービスを十分に満足してご利用していただけるように苦情解決の体制を整備しています。お気軽にご相談ください。

(電話 076-280-5454 通所リハビリ 担当 吉多)

要望や苦情などは、担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、受付に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

8. 事故発生時の対応

通所リハビリテーションサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者のご家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずることとします。

9. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。